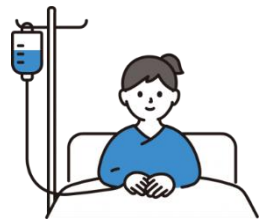
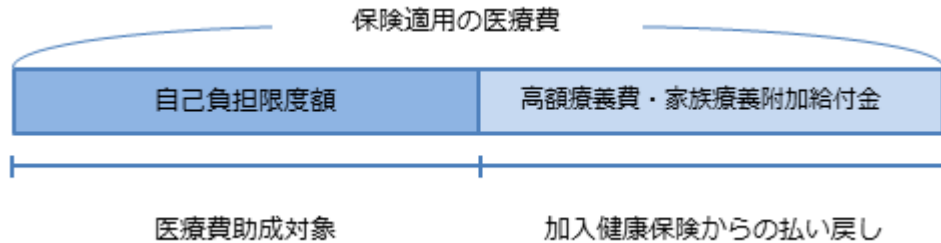


医療費が高額になった時の手続きについて ～ 高額療養費・家族療養附加金のご案内 ～



➤ 高額療養費・家族療養附加金とは？

保険適用の医療費（家族合算も含む）が高額になった時、世帯の自己負担限度額を超えた額が、加入している健康保険から払い戻されます。



$$\text{保険適用の医療費} - \text{加入健康保険からの払い戻し} = \text{医療費助成の対象}$$

➤ 高額療養費・家族療養附加金の手続き方法は？

- ① 加入健康保険で高額療養費申請を行ってください。※申請方法等は加入健康保険にお問い合わせください。
- ② 申請が認められれば、「支給決定通知書」（支給金額や振込日等が記載されたもの）、「口座明細履歴」または「不支給通知」が交付されます。
- ③ 下記の書類をご準備のうえ、うるま市医療費助成へ償還払い申請を行ってください。

《償還払い申請で必要なもの》

- ☐ 医療費助成受給資格者証
- ☐ 医療費助成対象者の領収書（コピーも可）
- ☐ 合算対象者の領収書（コピーも可）★合算がある場合のみ
- ☐ 加入健康保険から交付された支給決定通知または不支給決定通知（高額療養費・家族療養費附加給付金）

◆注意点

- 健康保険からの支給・不支給決定が確定してから、医療費助成の手続きを行ってください。
- 加入健康保険の手続き時に、領収書の原本を提出する必要がある場合があります。また、医療費助成の申請には、領収書提出が必要ですので、健康保険の手続きを行う前に必ずコピーを保管してください。

医療費助成の償還払い申請は、診療を受けた翌月より2年間有効です。
期限内に手続きを行ってください。

